

医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画の作成及び変更並びに同計画の事後評価について（介護従事者の確保に関する事業分）

1 県計画の作成及び事後評価

県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条の規定に基づき設置した福岡県地域医療介護総合確保基金を財源として、同法第4条第1項の規定に基づく県計画（以下「県計画」という。）を作成して、介護施設等の整備事業、介護従事者の確保に関する事業等を実施している。

県計画の作成に当たっては、適切な目標を設定の上、実効性のある事業を展開するため、市町村長、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者等の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映することとされている。

このため、福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会において県計画の作成、変更等について意見を伺うとともに、福岡県介護人材確保・定着促進協議会で情報提供を行う。

2 審議に係る計画等

（1）計画作成

- 令和6年度福岡県計画（資料5-1）

令和6年度に実施する介護従事者の確保に関する事業の財源として、国の令和6年度当初予算により積み立てる基金に加えて、令和5年度までに積み立てた基金の令和5年度末時点の残高を財源として実施する事業計画の作成

（3）事後評価

- 令和2年度福岡県計画に関する事後評価（資料5-2）
- 令和3年度福岡県計画に関する事後評価（資料5-3）
- 令和4年度福岡県計画に関する事後評価（資料5-4）
- 令和5年度福岡県計画に関する事後評価（資料5-5）

各年度計画に係る令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度の終了時点での事後評価

3 令和6年度福岡県計画の作成

（1）計画の基本的事項（計画作成の意義）

本県の高齢化率（65歳以上人口割合）は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2025年（令和7年）には29.0%、2040年（令和22年）以降は32.7%に増加すると予測されており、療養や介護が長期化するものと見込まれている。

このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっている。

平成26年度、県では、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく県計画を策定するとともに、地域医療介護総合確保基金を設置し、当

該基金を活用して、医療分野における取組の強化している。平成 27 年度からは、基金事業の対象が介護分野にも拡大されている。

これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定するものである。

(2) 医療介護総合確保区域の設定

2 次保健医療圏及び高齢者保健福祉圏域と同じ 13 区域

(3) 介護従事者の確保に関する目標（県全体）

福岡県においては、令和 8 年度（2026 年度）における介護人材の必要量を確保することを目標とする。そのため、介護分野への参入促進、人材の定着率向上及び資質の向上を図る対策を進める。

【定量的な目標値】

令和 8 年度までに福岡県で必要となる介護人材 94,458 人を確保する。

(4) 計画作成及び事後評価の方法

福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会において意見聴取を行う。

4 県計画に基づき令和 6 年度に実施する予定の事業

以上の県計画作成に基づき、令和 6 年度に実施する事業は次のとおりである。

I 基盤構築を行うための事業	5 事業	基金充当額	23,558 千円
II 参入促進に資する事業	21 事業	基金充当額	227,264 千円
III 資質の向上に資する事業	31 事業	基金充当額	203,541 千円
IV 労働環境・処遇の改善に資する事業	16 事業	基金充当額	1,110,472 千円
合計		73 事業	基金充当額 1,564,835 千円

5 各年度計画の目標値及び事後評価

介護従事者の確保に関する目標については、全ての年度計画において、前述 3（3）と同様の目標設定となっているため、以下、各年度計画共通で目標の達成状況及び見解を示すものである。

この際、福岡県の介護職員数については、厚生労働省から公表されている都道府県別介護職員数に基づくこととしているが、現時点において公表されているのは令和 4 年度までの数値であることから、令和 4 年度までの達成状況及び見解を示すこととし、令和 5 年度以降の達成状況及び見解については、令和 4 年度以降の数値が判明した段階で示すこととする。

(1) 目標の達成状況（県全体及び医療介護総合確保区域 13 区域共通）

福岡県の介護職員数

（平成 27 年度） 74,279 人（対前年度比 2,235 人増）

(平成 28 年度)	78,095 人	(対前年度比	3,816 人増)
(平成 29 年度)	80,073 人	(対前年度比	1,978 人増)
(平成 30 年度)	82,635 人	(対前年度比	2,562 人増)
(令和 元年度)	86,221 人	(対前年度比	3,586 人増)
(令和 2 年度)	82,744 人	(対前年度比	3,477 人減)
(令和 3 年度)	85,937 人	(対前年度比	3,193 人増)
(令和 4 年度)	86,049 人	(対前年度比	112 人増)

(2) 見解

国の「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数（都道府県別）」（令和6年7月）による令和8年度の福岡県における介護人材の必要数は94,458人とされているが、この必要数を満たすためには、県計画に基づく介護従事者の確保に関する事業を開始した平成27年度における介護職員数74,279人から11年間累計で約20,000人、毎年度約1,820人の介護職員の増を図る必要がある。福岡県における介護職員数は平成27年度から令和元年度までの4年間累計で11,942人増加するなど、目標に向けて順調に推移していたが、令和2年度の介護職員数は82,744人（対前年度比 3,477人減）と減少に転じている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、通所介護や訪問介護などの介護サービスの利用が一時的に控えられたことによるものと考えられ、令和3年度の介護職員数は85,937人（対前年度比 3,193人増）、令和4年度の介護職員数は86,049人（対前年度比 112人増）と再び増加に転じている。

一方で、令和6年6月の福岡県における介護職員の有効求人倍率は3.07倍に達し、かつ、全産業平均を大きく上回っている状況にあることから、介護人材確保に係る情勢は厳しい状況が続くと予想される。

このため、引き続き、介護人材の確保・定着促進に向け、参入の促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上の各分野にわたって事業を実施していく必要がある。

6 県計画に基づく令和5年度の事業実施状況（実績）

県計画に基づく令和5年度の事業実施状況（実績）は次のとおりである。

なお、計画作成時点では基金を充当することとしていたが、後日、別の国庫補助等の対象となったため、結果的に基金の充当額が0円となった事業等の実施状況も含む。

I	基盤構築を行うための事業	4事業	基金充当額	22,242千円
II	参入促進に資する事業	20事業	基金充当額	148,431千円
III	資質の向上に資する事業	32事業	基金充当額	185,280千円
IV	労働環境・処遇の改善に資する事業	17事業	基金充当額	3,580,668千円
	合計	73事業	基金充当額	3,936,621千円